

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
1	家族介護慰労金支給事業	要援護高齢者を介護している家族等への生活支援を推進し、保健福祉の向上を図る。 【基準額】 10万円	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B2002			
2	資格管理事務	40歳以上65歳未満の医療保険加入者と65歳以上の者は、住所がある市町村の被保険者となる。 ・資格取得 ・資格喪失 ・資格の取得・喪失を伴わない異動の届出 ・外国人の資格取得等の届出	40歳以上65歳未満の医療保険加入者と65歳以上の者は、住所がある市町村の被保険者となる。 ・資格取得 ・資格喪失 ・資格の取得・喪失を伴わない異動の届出 ・外国人の資格取得等の届出	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B2003			
3	要介護認定受付事務	申請は、本人又は家族が介護保険課の窓口へ申請書、主治医意見書及び被保険者証を添えて申請する。(郵送も可)	申請は、本人又は家族が福祉保健課の窓口へ申請書、主治医意見書及び被保険者証を添えて申請する。(郵送も可)	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2004			
4	給付管理事務	介護保険の給付には、介護給付と予防給付があるが、それらが適正に支出されているかを把握する。 ・現物給付 ・償還払い ・高額サービス費 ・月報報告	介護保険の給付には、介護給付と予防給付があるが、それらが適正に支出されているかを把握する。 ・現物給付 ・償還払い ・高額サービス費 ・月報報告	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2005			
5	予算管理	介護保険特別会計予算の適正な執行を図る。	介護保険特別会計予算の適正な執行を図る。	合併時に真岡市の特別会計に統合する。
	B2006			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
6	利用者負担軽減	住民税非課税世帯等の低所得者について、負担額の軽減が図られる措置	住民税非課税世帯等の低所得者について、負担額の軽減が図られる措置	現行のとおりとする。
	B2007			
7	介護サービス計画支援事業	高齢者等に対する生活支援及び在宅福祉の推進を図る。 【手数料】 1件 2,000円	高齢者等に対する生活支援及び在宅福祉の推進を図る。 【手数料】 1件 2,000円	現行のとおりとする。
	B2008			
8	介護相談員事業	介護保険の利用者がより満足してサービスを利用することができるよう「介護相談員」をサービス事業所に派遣し、利用者とのコミュニケーションを図る中で利用者と事業者の橋渡し役となり、サービスの質の向上を目指すことを目的とする。 【活動内容】 ①現在4名を委嘱し、2名1組で、月4日合計8事業所を訪問している。 ②活動時間 午後3時間程度	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B2010			
9	介護保険制度広報周知	・65歳到達者へのパンフレットの送付 ・ホームページによる広報周知 ・各種説明会による広報周知	・65歳到達者へのパンフレットの送付 ・各種説明会による広報周知	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2011			
10	介護保険システム管理	介護保険の事務事業が円滑に遂行できるようシステムの管理を行う。 サーバ 1台 クライアント 14台	介護保険の事務事業が円滑に遂行できるようシステムの管理を行う。 サーバ 1台 クライアント 6台	合併時に真岡市のシステムに統合する。
	B2013			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
11	介護保険料給付制限事務	介護保険料を正しく納付している者との公平を期すため、滞納者に対しペナルティーを課す。	介護保険料を正しく納付している者との公平を期すため、滞納者に対しペナルティーを課す。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2014			
12	介護保険料 65 歳到達者管理、保険証発行事務	65 歳に到達した被保険者を把握し、被保険者証を交付するとともに、その情報を介護保険料賦課情報と連携するもの	65 歳に到達した被保険者を把握し、被保険者証を交付するとともに、その情報を介護保険料賦課情報と連携するもの	現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、二宮町の被保険者証交付済み者に対しては、新被保険者証を交付する。
	B2015			
13	介護保険料住所地特例者管理事務	被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合、現住所地（施設所在地）の市町村ではなく、元の住所地である真岡市が保険者となる。	被保険者が、他市町村の介護保険施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合、現住所地（施設所在地）の市町村ではなく、元の住所地である二宮町が保険者となる。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2017			
14	介護保険料適用除外施設入所者管理事務	真岡市に住所がある 65 歳以上の者や 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者であっても、身体障害者福祉法及び障害者自立支援法で規定する身体障害者療護施設等の適用除外施設に入所・入院している者は、被保険者としなない。	二宮町に住所がある 65 歳以上の者や 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者であっても、身体障害者福祉法及び障害者自立支援法で規定する身体障害者療護施設等の適用除外施設に入所・入院している者は、被保険者としなない。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2018			
15	転出の際の受給資格者証の交付事務	要介護認定又は要支援認定を受けている者が、他市町村に転出する際に、市は要介護被保険者に受給資格者証を交付する。	要介護認定又は要支援認定を受けている者が、他市町村に転出する際に、町は要介護被保険者に受給資格者証を交付する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2019			
16	生活保護者要介護認定受託事務	真岡市福祉事務所から、「40 歳～64 歳の生活保護者」の要介護認定依頼を受け、介護認定審査会において認定審査を行い、審査結果を真岡市福祉事務所長へ通知する。	芳賀福祉事務所から、「40 歳～64 歳の生活保護者」の要介護認定依頼を受け、介護認定審査会において認定審査を行い、審査結果を芳賀福祉事務所長へ通知する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2020			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
17	2号被保険者認定申請時の特定疾病確認事務	2号被保険者で要介護認定申請時に特定疾病(16種類)に該当する場合の事務手続き	2号被保険者で要介護認定申請時に特定疾病(16種類)に該当する場合の事務手続き	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2021			
18	要介護更新申請依頼事務	更新申請のお知らせ通知を郵送し、円滑な更新処理を行う。	更新申請のお知らせ通知を郵送し、円滑な更新処理を行う。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2022			
19	要介護主治医意見書依頼事務	要介護認定・要支援認定申請の必要な書類を入手する。	要介護認定・要支援認定申請の必要な書類を入手する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2023			
20	要介護居宅サービス計画作成依頼受付事務	介護保険サービス利用者は、サービスを利用する事前に指定居宅介護支援事業者を決め、市に対して被保険者証を添付して作成依頼届を提出する。	介護保険サービス利用者は、サービスを利用する事前に指定居宅介護支援事業者を決め、町に対して被保険者証を添付して作成依頼届を提出する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2024	指定居宅介護支援事業者に依頼しないで、自ら居宅サービス計画を作成することもできる。	指定居宅介護支援事業者に依頼しないで、自ら居宅サービス計画を作成することもできる。	
21	要介護遠隔地訪問調査委託事務	遠隔地の訪問調査について業務委託を行う。(更新申請時調査のみ)	遠隔地の訪問調査について業務委託を行う。(更新申請時調査のみ)	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2026	【委託料】3,500円(税別) / 件	【委託料】3,000円(税別) / 件	

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
22	要介護認定受給者台帳管理事務	要介護認定者・要支援認定者の受給者情報を管理し、認定情報の提供等に資する。 町名ごとにファイリング	要介護認定者・要支援認定者の受給者情報を管理し、認定情報の提供等に資する。 被保険者番号順にファイリング	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2028			
23	要介護短期入所連続利用申し出に関する事務	短期入所サービスの連続利用は、30日までと制限されているが、特別の理由がある場合保険者の了解を得ることで、利用を認める。	短期入所サービスの連続利用は、30日までと制限されているが、特別の理由がある場合保険者の了解を得ることで、利用を認める。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2029			
24	要介護認定関係統計事務	【統計内容】 ①認定者数等の推移 ②認定申請件数（新規、更新、変更）の統計 ③認定審査件数の統計 ④更新認定における期間延長の割合 ⑤要介護度の一次判定に対する変更割合 ⑥認定調査件数の統計	【統計内容】 ①認定者数等の推移 ②認定申請件数（新規、更新、変更）の統計 ③認定審査件数の統計 ④更新認定における期間延長の割合 ⑤要介護度の一次判定に対する変更割合 ⑥認定調査件数の統計	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2030			
25	介護保険現物支給・償還払い給付	・福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給 ・高額介護サービス費の支給	・福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給 ・高額介護サービス費の支給	現行のとおりとする。
	B2031			
26	介護給付費通知	年3回（3月、7月、11月）、国保連合会に依頼して、介護給付費通知を作成し、サービス利用者の住所地に郵送している。	年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）、国保連合会に依頼して、介護給付費通知を作成し、サービス利用者の住所地に郵送している。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2032			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
27	高額介護サービス費支給	介護サービス利用者等の1か月に支払った利用者負担額が、世帯合計で一定の上限額を超えた時は、介護サービス利用者には高額介護サービス費として、超えた分が市への申請により払い戻される。		現行のとおりとする。
	B2033	介護サービス利用者等の1か月に支払った利用者負担額が、世帯合計で一定の上限額を超えた時は、介護サービス利用者には高額介護サービス費として、超えた分が町への申請により払い戻される。		
28	介護保険第3者行為求償事務	第三者行為求償事務を国保連合会に委託している。		引き続き真岡市として委託する。
	B2034			
29	介護保険主治医意見書作成手数料支払い事務	【意見書作成手数料】 在宅新規 5,250円 在宅継続・施設新規 4,200円 施設継続 3,150円		合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2035	【意見書作成手数料】 在宅新規 5,250円 在宅継続・施設新規 4,200円 施設継続 3,150円		
30	介護給付費適正化事業	国・県・市町村等が連携して、任意事業として、介護給付の適正化に取り組む。		合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2036			
31	介護給付準備基金管理	各年度の黒字額を介護給付費準備基金として積み立て、次年度以降に備える。		合併時に統合する。
	B2037	【平成20年度末残高見込】 60,066千円		
32	介護認定システム管理	厚生労働省が製作した1次判定ソフトの管理及び介護認定支援ネットワークシステムを管理する。		合併時に真岡市のシステムに統合する。
	B2040	厚生労働省が製作した1次判定ソフトの管理及び介護認定支援ネットワークシステムを管理する。		

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
33	介護保険事業状況報告事務	毎月、被保険者の資格状況、認定状況、給付状況等を抽出し、国保連のデータを取込み過誤状況等を整理のうえ、W I S H回線を使用して県に報告する。	毎月、被保険者の資格状況、認定状況、給付状況等を抽出し、国保連のデータを取込み過誤状況等を整理のうえ、W I S H回線を使用して県に報告する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2042			
34	介護保険おむつ使用証明書発行事務	おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に変わるものとして、法に基づき証明書を発行する。	おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に変わるものとして、法に基づき証明書を発行する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2044			
35	国保連との情報交換に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、国保連と電子媒体（W I S H回線）を介して情報交換をしている。 ・国保連合会が事務局を持つ介護保険者連絡協議会により、情報交換をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、国保連と電子媒体（W I S H回線）を介して情報交換をしている。 ・国保連合会が事務局を持つ介護保険者連絡協議会により、情報交換をしている。 	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2046			
36	要介護認定情報提供事務	介護サービス計画を作成するため、介護支援専門員から情報提供の依頼があった場合、要介護認定状況の情報を提供する。	介護サービス計画を作成するため、介護支援専門員から情報提供の依頼があった場合、要介護認定状況の情報を提供する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2047			
37	高額介護サービス費の貸付事業	<p>高額介護サービス費の一時負担が困難な者に対し、必要な資金を貸付けることにより、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図る。（高額介護サービス費の10分の9以内）</p> <p>平成12年法施行後、制度利用者は、なし。</p>	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	B2048			

No	事務事業名	現況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
38	軽度者に対する福祉用具の貸与承認事業	H18.4から軽度者（要介護1、要支援1・2）については、福祉用具貸与が原則給付の対象とならないこととなったことから例外的給付対象と認める事業	H18.4から軽度者（要介護1、要支援1・2）については、福祉用具貸与が原則給付の対象とならないこととなったことから例外的給付対象と認める事業	現行のとおりとする。
	B2050			
39	福祉有償運送(介護サービス事業者)事業	<p>NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に、有償で移送サービスを行う。</p> <p>事業者は、はじめに市に申請する。市は意見を付して県東健康福祉センター福祉有償運送運営協議会で協議を経る必要がある。協議が整った後、事業者は栃木運輸支局に申請する。</p> <p>【H19.12現在】</p> <p>許可事業者 4事業者 登録事業者 1事業者 計 5事業者</p>	<p>NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に、有償で移送サービスを行う。</p> <p>事業者は、はじめに町に申請する。町は意見を付して県東健康福祉センター福祉有償運送運営協議会で協議を経る必要がある。協議が整った後、事業者は栃木運輸支局に申請する。</p> <p>【H19.12現在】</p> <p>許可事業者 1事業者 登録事業者 1事業者 計 2事業者</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B2051			
40	地域密着型サービス事業所の指定・指導監督	指定地域密着型サービス事業者の指定は、申請に基づき、市長がサービスの種類と事業所ごとに行う。	指定地域密着型サービス事業者の指定は、申請に基づき、町長がサービスの種類と事業所ごとに行う。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	B2052			
41	介護保険サービスの提供による事故に係る事務	介護保険サービスの提供により事故が発生し、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設から市に連絡あった場合における迅速かつ的確な対応を確保する。	介護保険サービスの提供により事故が発生し、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設から市に連絡あった場合における迅速かつ的確な対応を確保する。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2054			

No	事務事業名	現 況		調整内容
	関係事務事業番号	真岡市	二宮町	
42	介護保険相談・苦情処理事務	保険者の立場として、サービス利用者及び事業者からの苦情に対し、関係機関の密接な連携のもとで適切に対応し、サービスの質の向上を図る。	保険者の立場として、サービス利用者及び事業者からの苦情に対し、関係機関の密接な連携のもとで適切に対応し、サービスの質の向上を図る。	合併時に真岡市の制度に統一する。
	B2055			